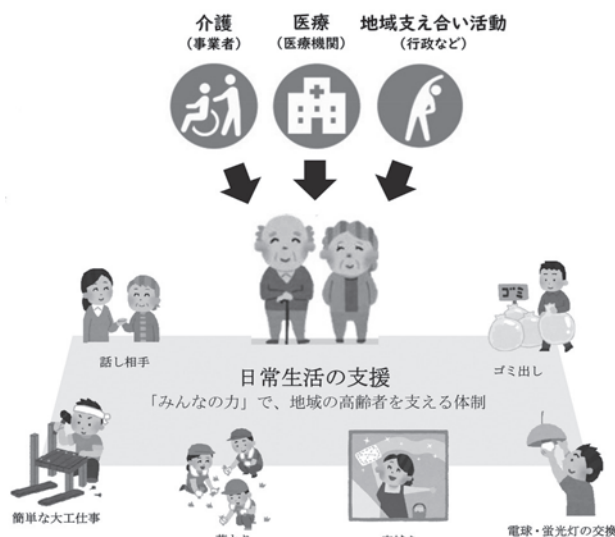


高齢者支援（生活支援サービス）「雪かき」の利用申込みについて

町では、鹿部町生活支援体制整備事業高齢者支援（生活支援サービス）「雪かき」の利用申込みを受け付けています。本事業の利用を希望する方は、鹿部町社会福祉協議会又は鹿部町地域包括支援センターに電話でお申込みください。

- 1 利用対象者（本町に住民登録されている方）
 - ①75歳以上のひとり暮らしの方
 - ②どちらか一方が75歳以上の夫婦世帯
 - ③65歳以上の独居世帯で障がい者手帳をお持ちの方
- 2 実施期間
令和5年3月31日まで
※年末年始（12月31日から1月5日まで）を除く
- 3 実施時間
午前9時から午後3時まで
- 4 利用料（ボランティア1人あたり）
30分未満200円 60分未満400円
90分未満600円
- 5 作業の範囲
日常生活路確保のため、玄関から道路まで（いわゆる間口除雪）
※屋根の雪かき作業や排雪作業は含まない
- 6 その他
雪かきが必要な都度、利用申込みを受け付けて対応します

鹿部町生活支援体制整備事業のイメージ図



生活支援体制整備事業の担い手となるボランティア会員を引き続き募集しています

高齢者支援（生活支援サービス）、地域支え合い活動及び福祉施設活動のそれぞれの項目ごとに担い手となるボランティア会員を募集しています。

高齢者の生活を支えるボランティア会員として活動してみたい方は、鹿部町社会福祉協議会又は鹿部町地域包括支援センターに電話でお申込みください。



※お問い合わせ先 鹿部町社会福祉協議会（TEL：7-3341）
鹿部町地域包括支援センター（役場保健福祉課内）（TEL：7-5291）

自動車事故対策機構（ナスバ）からのお知らせ



お知らせ
コーナー

○介護料支給のご案内

自動車（バイクを含む）事故による重度後遺障害（脳損・脊損）により介護を要する方へ、後遺障害の程度などに応じて月額36,500円から211,530円まで支給します。

○交通遺児等育成資金の貸付のご案内

自動車（バイクを含む）事故により、死亡又は重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟に対し、月々一定額の育成資金を無利子で貸付けします。

○交通遺児等友の会のご案内

自動車（バイクを含む）事故により死亡又は重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子弟のいる家庭に対し、交流会やレクリエーションを開催しています。

※お問い合わせ先

自動車事故対策機構 函館支所
TEL 0138-88-1007